

商 法 (配点 40 点)

以下の設例を読んで、設問に解答しなさい。

【設例】

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、コンピュータ・ソフトの製造販売会社で、東証1部上場企業である。代表取締役会長A、代表取締役社長B、代表取締役副社長C、専務取締役D、常務取締役E、取締役人事部長F、取締役経理部長G、取締役総務部長Hの8名の取締役及び3名の監査役I・J・Kが取締役会の構成メンバーである。
甲社の資本金は1000億円、総資産3000億円の会社である。
2. 乙株式会社（以下「乙社」という。）は、精密機器の製造販売会社で、上場はしていないが中堅の公開会社で、その役員構成は、代表取締役社長A、専務取締役P、常務取締役Q、取締役人事部長R、取締役経理部長S、取締役総務部長Tである。Aは乙社株式を100%保有している。
3. Aは、甲社が所有するWビルを、乙社の本社ビルにするのが適当であると考え、甲社と乙社のWビル売買契約を締結しようとその準備をしている。Wビルを定評のある2つの不動産鑑定事務所にAが依頼したところ、X及びY不動産鑑定事務所は、ともに50億円の鑑定評価書を作成して提出してきた。
4. Aは、Wビルの売買契約書において、甲社代表取締役会長A及び乙社代表取締役社長Aという名義で契約を締結した。この契約に先立ち、甲社は、Wビルの売買を承認するか否かの取締役会を開催した。Aは、取締役会において、X及びYの鑑定評価書を提示せず、Wビルの値段は45億円が適当であるとの発言をし、また、契約を是非とも実現させたいと考え、取締役全員を説得したところ、8名全員の賛成で承認可決された。
5. その後、乙社は購入代金45億円を甲社に支払い、甲社は乙社に対し移転登記とWビルの引き渡しを完了した。

【設問】

甲社代表取締役社長Bは、Wビルの売却価額が45億円であることに疑念をもち、独自に社会的に信頼され定評のある不動産鑑定士に依頼して鑑定してもらったところ、50億円を下らないとの鑑定結果を得た。そこで、本件売買契約は無効ではないかと考え、甲社を原告として、乙社に対し、Wビルの移転登記と建物明渡しを求めて訴訟を提起した。甲社は、その請求原因として次の2つを主張した。

- (1) 第1の請求原因は、本件取引が「重要な財産の処分」に該当し、その取引は無効になるという主張である。この主張の当否について検討しなさい。(配点20点)
- (2) 第2の請求原因は、本件取引が「利益相反取引」に該当し、その取引は無効になるという主張である。この主張の当否について検討しなさい。(配点20点)

以上